

平成 23 年度「沖縄グリーン電力基金」助成金応募要項

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

この要項は、一般財団法人南西地域産業活性化センター（以下「センター」といいます。）の「沖縄グリーン電力基金」助成金（以下「助成金」といいます。）の応募方法、その他手続等を定めたものです。

1 助成金の概要

(1) 助成の対象

助成の対象となる設備（以下「助成対象設備」といいます。）は、沖縄県内に設置する太陽光発電設備及び風力発電設備で次の ~ の全ての条件を満たすものとします。

地方公共団体および学校法人が設置する設備とする。〔但し、1 件の申請において、1 システム（1 需要場所）のみの応募とする。〕

新設の発電設備を優先とする。

平成 23 年度に建設を着工し、平成 23 年度(H24.3/31)に竣工するものとする。

発電設備の適正な維持・管理ができること。

(2) 助成規模

太陽光発電：1 件あたりの助成規模は 10 kW を上限とします。

風力発電：1 件あたりの助成規模は原則として 5 kW を上限とします。なお、1 kW 以上を優先とします。

なお、太陽光発電と風力発電を合わせて 10 kW とします。

(3) 助成金の額

1 件あたりの助成金の額は、原則として助成対象設備の定格出力 1 kW につき 10 万円を乗じて算定した額とします。

2 助成金の応募

(1) 応募方法

助成申込書に必要事項を記入・押印し、必要書類（契約書のコピー、発電設備の工事工程表、設置場所見取図等）を添付のうえ、センターへ提出して下さい（FAXによる送付はご遠慮ください。郵送の場合は必着とさせていただきます）。

(2) 応募受付期間

平成 23 年 4 月 1 日（金）～ 平成 23 年 6 月 30 日（木）

3 助成対象設備の決定および通知

助成対象設備の決定は、応募受理総数が助成規模以下の場合には、上記の条件を満たしたすべての設備を助成対象設備として決定します。ただし、助成規模を超えた応募受理設備容量となった場合は抽選にて行います。

上記により決定された助成対象設備については、平成 23 年 7 月下旬までに助成交付金決定通知書により、当該助成対象設備の設置を行う者（以下「助成対象者」といいます。）に通知するものとします。

4 契約の締結

助成対象者は助成交付金決定通知書を受け取った後、10日以内にセンターと沖縄グリーン電力基金助成金交付契約(以下「助成金交付契約」といいます。)を締結するものとします。助成金交付契約の有効期間(以下「契約有効期間」といいます。)は、5(1)に定める助成対象設備設置工事完了報告書を届け出た日から3年間とします。

5 助成対象設備の設置

(1) 助成対象設備設置工事完了報告書(以下「完了報告書」といいます。)の提出

助成対象者は、助成対象設備の設置工事が完了した日から起算して10日以内に、完了報告書をセンターに提出するものとします。

(2) 助成対象設備の変更

助成対象者は、助成対象設備を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターの承認を受けるものとします。なお、センターは、この承認をする際に、必要に応じ当該助成対象者に対して条件を付すことができるものとします。

(3) 設置工事の遅延

助成対象者は、助成対象設備の設置工事が平成24年3月31日までに完了できないと見込まれる場合には、ただちに遅延等報告書をセンターに提出し、センターの指示に従うものとします。センターは状況によっては、助成金交付決定の取消をすることができるものとします。

(4) 助成金申込の取下

助成対象者は、やむを得ない理由により、助成対象設備の設置を中止しようとするときは、助成申込取下届出書をセンターに提出し、助成金の申込を取り下げることができるものとします。

6 助成金の交付

センターは、完了報告書を受領した後、完了報告書の審査および必要に応じて現地調査等を実施します。これにより助成対象設備が助成金交付の条件に適合すると認められる場合には、センターは、助成申込書記載の助成金交付希望口座への振込によりすみやかに当該助成対象者に助成金を交付するものとします。

7 助成対象設備の管理等

(1) 管理

助成対象者は、契約有効期間中は、善良な管理者の注意を以って助成対象設備を管理しなければならないものとします。

(2) 処分

助成対象者は、契約有効期間中は原則として助成対象設備を処分(譲渡、交換、貸与、廃棄または担保に供するなど)してはならないものとします。やむをえない理由により処分する場合には、あらかじめセンターに申請し、センターの承認を受けるものとします。

8 助成金交付決定の取消等

(1) 助成金交付決定の取消等

センターは、助成対象者から助成申込取下届出書が提出された場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対する助成金交付決定の取消をすることができるものとします。

助成対象者がこの要項もしくは助成金交付契約またはこれらに基づくセンターの指示に違反した場合

助成対象設備の設置工事が平成24年3月31日までに完了しないことが明らかであり、助成金交付決定の取消を妥当であるとセンターが判断した場合

助成対象者が助成金交付契約の有効期間が満了するまで助成対象設備による発電を継続することが困難であるとセンターが判断した場合

助成対象者が助成金を助成対象設備以外の用途に使用した場合

(2) 助成金交付決定の取消の通知

センターは助成金交付決定の取消をする場合には、理由を付してすみやかに助成対象者に書面により通知するものとします。

(3) 助成金等の返還

助成金の交付後に助成金交付決定の取消の通知を受けた助成対象者（以下「助成取消者」といいます。）は、センターがこの通知を発した日から起算して30日目（以下「返還期限日」といいます。）までに、次式により算定される金額（以下「返還金」といいます。）をセンターに返還するものとします。

〔 8 (1) ~ に該当する場合の返還金 〕

$$\text{返還金} = \text{交付を受けた助成金} \times \left(1 - \frac{\text{完了報告書届出日から返還期限までの日数}}{\text{契約有効期間}} \right)$$

〔 8 (1) に該当する場合の返還金 〕

返還金 = 交付を受けた助成金全額

ただし、助成金交付決定の取消が助成取消者の責めに帰すべからざる事由に基づく場合には、センターは、助成取消者に返還金の請求をしないものとします。

なお、助成取消者が返還期限日までに返還金をセンターに返還しなかった場合には、当該助成取消者は、返還期限日の翌日から支払った日までの日数に応じて、当該返還金に年利10パーセントの割合で計算した延滞金を、センターに支払うものとします。

9 発電記録の提出

助成対象者は、契約有効期間中は助成対象設備による毎年度の発電電力量を記録した発電記録を作成し、毎年4月10日までに、前年度分の発電記録をセンターに提出するものとします。

なお、助成対象設備の故障または点検を実施した場合には、その旨も併せて発電記録に記載するものとします。

10 添付書類

- ・別紙1 助成申込書
- ・別紙2 沖縄グリーン電力基金助成金交付契約書
- ・別紙3 助成対象設備設置工事完了報告書
- ・別紙4 計画変更承認申請書
- ・別紙5 遅延等報告書
- ・別紙6 助成申込取下届出書
- ・別紙7 発電記録

沖縄グリーン電力基金事業は、平成23年度をもって事業を終了する事となり最後の募集となります。

応募に関してご不明の点は、センターまでご遠慮なくお問い合わせください。

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
〒900-0015 那覇市久茂地3-15-9 (アルテビル那覇2F)
電話 098-866-4591
E-mail green@niac.or.jp

平成 年 月 日

助成申込書

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
 会長 當眞 嗣吉 殿

(住所)
 (団体名)
 (代表者名)

印

貴財団が募集する沖縄グリーン電力基金助成金交付について、下記のとおり応募いたします。

記

1 計画の概要 (発電設備)

助成対象設備	発電設備設置場所 (住所)		
	発電設備出力	定格	kW
	連系電圧	V	
	自家消費率	50%以上、50%未満	

自家消費率：発電設備容量 (kW) に対する負荷設備容量 (kW) の比率			
工事工程	工事着工予定	平成	年 月
	工事完了予定	平成	年 月

2 助成金交付希望口座

口座名義	
金融機関および支店名	
預金種別	
口座番号	

3 連絡先

住所	
担当者	
電話番号 / FAX 番号	/

以上

沖縄グリーン電力基金助成金交付契約書

(以下「甲」という。)と一般財団法人南西地域産業活性化センター(以下「乙」という。)とは、乙が行う「沖縄グリーン電力基金」からの助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、以下のとおり契約する。

(目的)

第1条 乙は、甲が行う 発電設備(以下「助成対象設備」という。)の設置、運転への支援を目的として助成金を交付することとし、甲はこれを受諾する。

(助成対象設備)

第2条 前条の助成対象設備は、以下のとおりとする。

発電設備の設置場所	
発電設備出力	kW

(助成金)

第3条 助成金の額は、1件あたりは原則として助成対象設備の定格出力1kWにつき10万円を乗じて算定した額とします。ただし、10kWを助成の上限とする。

(助成対象設備の設置)

第4条 甲は、助成対象設備の設置工事が完了した日から起算して10日以内に、助成対象設備設置工事完了報告書(以下「完了報告書」という。)を乙に提出するものとする。

- 2 甲は、助成対象設備を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を乙に提出し、乙の承認を受けるものとする。なお、乙は、この承認をする際に、必要に応じ甲に対して条件を付すことができるものとする。
- 3 甲は、助成対象設備の設置工事が平成24年3月31日までに完了できないと見込まれる場合には、ただちに遅延等報告書を乙に提出し、乙の指示に従うものとする。乙は状況によっては、助成金交付決定の取消をすることができるものとする。
- 4 甲は、やむを得ない理由により、助成対象設備の設置を中止しようとするときは、助成申込取下届出書を乙に提出し、助成金の申込を取り下げることができるものとする。

(助成の交付)

第5条 乙は、完了報告書を受領した後、完了報告書の審査および必要に応じて現地調査等を実施する。これにより助成対象設備が助成金交付の条件に適合すると認められる場合には、乙は、助成申込書記載の助成金交付希望口座への振込により、すみやかに甲に助成金を交付するものとする。

(助成対象設備の管理等)

第6条 甲は、契約有効期間中は、善良な管理者の注意を以って助成対象設備を管理しなければならないものとする。

- 2 甲は、契約有効期間中は原則として助成対象設備を処分(譲渡、交換、貸与、廃棄または担保に供するなど)してはならないものとする。やむを得ない理由により処分する場合には、あらかじめ乙に申請し、乙の承認を受けるものとする。

(助成金交付決定の取消等)

第7条 乙は、甲から助成申込取下届出書が提出された場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対する助成金交付決定の取消をすることができるものとする。

甲が、「沖縄グリーン電力基金」助成金応募要項もしくはこの契約またはこれらに基づく乙の指示に違反した場合

助成対象設備の設置工事が平成24年3月31日までに完了しないことが明らかであり、助成金交付決定の取消を妥当であると乙が判断した場合

甲がこの契約の有効期間が満了するまで助成対象設備による発電を継続することが困難であると乙が判断した場合

甲が助成金を助成対象設備以外の用途に使用した場合

2 乙は、助成金交付決定の取消をする場合には、理由を付してすみやかに甲に書面により通知するものとする。

3 助成金の交付後に助成金交付決定の取消の通知を受けた甲は、乙がこの通知を発した日から起算して30日目(以下「返還期限日」という。)までに、次式により算定される金額(以下「返還金」という。)を乙に返還するものとする。

[~ に該当する場合に返還金]

$$\text{返還金} = \text{交付を受けた助成金} \times \left(1 - \frac{\text{完了報告書届出日から返還期限までの日数}}{\text{契約有効期間}} \right)$$

[に該当する場合の返還金]

$$\text{返還金} = \text{交付を受けた助成金全額}$$

ただし、助成金交付決定の取消が甲の責めに帰すべからざる事由に基づく場合には、乙は、甲に返還金の請求をしないものとする。

なお、甲が返還期限日までに返還金を乙に返還しなかった場合には、甲は、返還期限日の翌日から支払った日までの日数に応じて、当該返還金に年利10パーセントの割合で計算した延滞金を、乙に支払うものとする。

(発電記録の提出)

第8条 甲は、契約有効期間中は助成対象設備による毎年度の発電電力量を記録した発電記録を作成し、毎年4月10日までに、前年度分の発電記録を乙に提出するものとする。

なお、助成対象設備の故障または点検を実施した場合には、その旨も併せて発電記録に記載するものとする。

(有効期間)

第9条 この契約の有効期間は、助成対象設備設置工事完了報告書を届け出た日から3年間とする。

(協議)

第10条 この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

那覇市久茂地3 - 15 - 9 (元々那覇2F)
乙 一般財団法人南西地域産業活性化センター
会長 當眞嗣吉

平成 年 月 日

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
会長 當眞嗣吉 殿

(住所)

(団体名)

(代表者名)

印

助成対象設備設置工事完了報告書

平成 年 月 日付けで貴財団より受領した沖縄グリーン電力基金助成金交付決定に関して、当該助成対象設備設置工事が完了しましたので、沖縄グリーン電力基金助成金交付契約第4条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 発電所名称および設置場所
- 2 設置工事の完了年月日
平成 年 月 日
- 3 完了の事実を証する事項
 - ・設置工事の完了後の写真を添付
 - ・発電設備設置に伴う費用発生を証する書類（領収書の写し）

平成 年 月 日

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
会長 當 眞 嗣 吉 殿

(住 所)
(団 体 名)
(代表者名)

印

計画変更承認申請書

平成 年 月 日付けで貴財団より受領した沖縄グリーン電力基金助成金交付決定に関して、当該助成設備の計画を下記のとおり変更したいので、沖縄グリーン電力基金助成金交付契約第 4 条に基づき、承認を申請いたします。

記

- 1 当初計画の発電所名称および設置場所
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由

平成 年 月 日

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
会長 当真嗣吉 殿

(住所)

(団体名)

(代表者名)

印

遅延等報告書

平成 年 月 日付けで貴財団より受領した沖縄グリーン電力基金助成金交付決定に関して、沖縄グリーン電力基金助成金交付契約第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 発電所名称および設置場所
- 2 遅延等の原因および内容
- 3 採り得る対応策
- 4 遅延等の程度（発電設備設置工事完了予定時期）

平成 年 月 日

一般財団法人 南西地域産業活性化センター
会長 當 眞 嗣 吉 殿

(住 所)
(団 体 名)
(代表者名)

印

助成申込取下届出書

平成 年 月 日付けで貴財団より受領した沖縄グリーン電力基金助成金交付決定に関して、当該助成設備への助成申込を取り下げますので、沖縄グリーン電力基金助成金交付契約第 4 条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 発電所名称および設置場所
- 2 取り下げの理由

発 電 記 録

(発電所名称) _____

(発電設備の設置場所・住所) _____

(発電設備出力) _____ 定格 _____ kW

(使用開始年月日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

年 月	発電電力量 (kWh)	特記事項
合 計		